

第 145 号 ( 令和 5 年 9 月 15 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 3

**[告示]**

- △ 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更【建築局都市計画課】 5
- △ 横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設の変更【建築局都市計画課】 6
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 7
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 8
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 27
- △ 新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】 28

- △ 横浜市収納代理金融機関の指定【会計室会計管理課】 29

**[公告]**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 31
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 33
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 34
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】 35
- △ 建築基準法に基づく措置命令【建築局違反対策課】 36
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 37
- △ 同【建築局調整区域課】 38
- △ 同【建築局調整区域課】 39
- △ 同【建築局調整区域課】 40
- △ 同【建築局調整区域課】 41
- △ 同【建築局調整区域課】 42
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 43
- △ 同【建築局調整区域課】 44
- △ 同【建築局調整区域課】 45
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 46
- △ 土地区画整理組合の解散の認可【都市整備局市街地整備調整課】 47

△ 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】	48
△ 道路法に基づく物件の除却【神奈川区神奈川土木事務所】	49
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	50
△ 同【保土ヶ谷区地域振興課】	51
△ 同【保土ヶ谷区地域振興課】	52
△ 同【保土ヶ谷区地域振興課】	53
△ 同【泉区地域振興課】	54
△ 同【栄区地域振興課】	55
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】	56
△ 同【金沢区総務課】	57
[交通局]	
△ 横浜市交通局企業職員就業規程の特例に関する規程【人事課】	58
[医療局病院経営本部]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	59
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	60
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	61
△ 公立大学法人横浜市立大学令和 4 事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】	71
[正誤]	72

## 規則

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 67 号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年 3 月横浜市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 5 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第 31 号様式中

「

出産 国民健康保険出産育児一時金支給申請書

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

」

を  
「

出産 国民健康保険出産育児一時金支給申請書

年 月 日

」

に、

「

出産した日	年 月 日	出生児の氏名	
申請金額			円

」

を  
「

出産した日	年 月 日	申請金額	円
-------	-------	------	---

」

に、

「

※カタカナでご記入ください。

を  
「

カタカナでご記入ください。

」

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告示

---

横浜市告示第 510 号（令和 5 年 8 月 31 日 掲示 済）

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市再生特別地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 31 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

西区みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

横浜市告示第 511 号（令和 5 年 8 月 31 日掲示済）

横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 31 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設

みなとみらい 2 1 中央地区地域冷暖房施設

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

西区高島一丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目地内

横浜市告示第 515 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 8 月 2 日	学校法人捜真学院	神奈川区中丸 8 番地	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 10 年 8 月 1 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 8 年 2 月 14 日まで

横 浜 市 告 示 第 516 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 年 4 月 15 日	関 口 歯 科 医 院	金 沢 区 瀬 戸 23 番 17 号
令 和 5 年 6 月 1 日	早 苗 ク リ ニ ッ ク	鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 1 番 3 号
同	和 田 歯 科 医 院	南 区 井 土 ケ 谷 上 町 25 番 24 号
同	う ち だ 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	保 土 ケ 谷 区 上 星 川 三 丁 目 2 番 10 号
同	医 療 法 人 社 団 秀 勇 会 岸 歯 科 診 療 所	保 土 ケ 谷 区 天 王 町 1 丁 目 2 番 地 の 8
同	そ が こ ど も ク リ ニ ッ ク	都 筑 区 茅 ケ 崎 中 央 1 番 2 号
令 和 5 年 6 月 11 日	フ ィ ッ ト ケ ア エ ク ス プ レ ス 仲 町 台 店 薬 局	都 筑 区 仲 町 台 一 丁 目 25 番 3 号
令 和 5 年 7 月 1 日	ま ず は ネ ッ ト で ク リ ニ ッ ク	西 区 み な と み ら い 四 丁 目 6 番 2 号
同	す み れ 薬 局	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 12 番 地 の 7
同	L O M C L I N I C	磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 20 番 1 号
同	医 療 法 人 社 団 じ あ い 会 メ デ ィ カ ル ス キ ャ ニ ン グ 金 沢 八 景	金 沢 区 瀬 戸 15 番 10 号
同	み どり 薬 局	金 沢 区 能 見 台 通 8 番 1 号
同	医 療 法 人 社 団 六 浦 診 療 所	金 沢 区 六 浦 南 二 丁 目 2 番 34 号
令 和 5 年 7 月 3 日	あ じ さ い 薬 局	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 26 番 地
令 和 5 年 8 月 1 日	医 療 法 人 社 団 陽 友 会 ゆ う 在 宅 ク リ ニ ッ ク 横 浜	神 奈 川 区 三 ツ 沢 南 町 6 番 14 号
同	a k 薬 局 西 横 浜 在 宅 調 剤 セ ン タ ー 店	西 区 浜 松 町 12 番 14 号
同	黄 金 町 ・ 阪 東 橋 眼 科	中 区 伊 勢 佐 木 町 6 丁 目 143 番 地
同	い ど が や こ ど も ク リ	南 区 井 土 ケ 谷 中 町 15

	ニック	8 番地
同	クリエイト薬局あざみ野駅西口店	青葉区あざみ野二丁目 4 番地の 2
同	こみやまレディースクリニックあざみ野	青葉区あざみ野二丁目 4 番地の 2
同	ゆめいろこどもクリニック	青葉区あざみ野二丁目 4 番地の 2
同	横浜青葉ゆうクリニック	青葉区あざみ野二丁目 4 番地の 2
同	美しが丘西よしみね眼科	青葉区美しが丘西三丁目 65 番地の 2
同	つる薬局中川店	都筑区中川一丁目 18 番 28 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社 hiyori	港南区日野南一丁目 5 番 13 号	ここから訪問看護ケア港南台	港南区日野南一丁目 5 番 13 号
令和 5 年 7 月 1 日	医療法人五星会	港北区菊名四丁目 4 番 27 号	Y M G 訪問看護ステーション新横リハ	神奈川区菅田町 2,628 番地の 4
同	株式会社在宅療養支援之人	西区南軽井沢 10 番地の 5	まひる訪問看護リハビリケア	西区南軽井沢 10 番地の 5
同	秋葉マネジメント合同会社	中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1	訪問看護ステーションことぶき	中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1
同	イルバッカ合同会社	中区長者町 4 丁目 9 番地の 6	リリーナーズステーション	中区長者町 4 丁目 9 番地の 6
同	株式会社クオリス	大阪市浪速区難波中 1 丁目 12 番 5 号	クオリス訪問看護ステーションいろどり	港南区日野南二丁目 21 番 8 号
同	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰一丁目 30 番地の 11
同	株式会社 Assist	港北区新羽町 2,615 番地の 1	スマイル訪問看護ステーション鴨居	緑区鴨居一丁目 9 番 12 号
同	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション長津田	緑区長津田七丁目 1 番 43 号
同	ライフテン	南区浦舟町	てんど訪問看護	瀬谷区三ツ境

	ド株式会社	1 丁目 1 番 地の 11	護ステーション	173 番地の 4
--	-------	-------------------	---------	-----------

横浜市告示第 517 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 8 月 1 日	中 盛 祐 貴 子	祐泉指圧治療院	戸塚区戸塚町 3,944 番地の 5
令和 5 年 9 月 1 日	梅 田 信 一	あさがお整骨院	神奈川区入江二丁目 19 番 11 号
同	柳 原 一 穂	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧ほがらか堂	南区中里一丁目 22 番 14 号
同	江 原 晃	希望ヶ丘南口駅前接骨院	旭区中希望が丘 99 番地の 30
同	野 道 梨 沙	同	同
同	原 田 幸 乃	同	同
同	長 谷 部 良 輔	同	同
同	山 下 正 行	かねこ指圧鍼灸院十日市場	緑区十日市場町 85 1 番地の 13
同	井 上 大 輔	はり・きゅう・マッサージみどりの風	都筑区川和町 1,471 番地
同	後 藤 拓 也	同	同
同	菊 池 雄 斗	戸塚西口あおば整骨院	戸塚区戸塚町 50 番地の 8
同	松 川 蘭	イルカ鍼灸マッサージ院糀谷	東京都大田区西糀谷 4 丁目 3 番 7 号
同	内 藤 裕 也	訪問マッサージ GENKISUN 東十条	東京都北区東十条 2 丁目 3 番 7 号
同	黒 川 響	自由が丘あおば整骨院	東京都目黒区自由が丘 1 丁目 9 番 4 号

横浜市告示第 518 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成 11 年 6 月 14 日	(新)医療法人金子内科	神奈川区片倉五丁目 1 番 1 号
	(旧)金子内科	
令和 3 年 7 月 30 日	(新)医療法人社団矢崎小児科	磯子区磯子二丁目 13 番 13 号
	(旧)矢崎小児科医院	
令和 5 年 6 月 1 日	(新)みよの台薬局舞岡店	戸塚区舞岡町 3,410 番地
	(旧)あけぼの薬局舞岡店	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 5 月 1 日	合同会社 F o r e s t	(新)大和市上 草柳 4 丁目 3 番 5 号	訪問看護リハ ビリスステーシ ョンケアフオ レスト横浜	(新)都筑区中川 三丁目 29 番 18 号
		(旧)大和市南 林間 2 丁目 9 番 3 号		(旧)都筑区中川 三丁目 28 番 16 号
令和 5 年 5 月 29 日	株式会社メ ディカルフ ロント	東京都中央 区築地 4 丁 目 3 番 8 号	メディカルフ ロント訪問看 護ステーショ ン	(新)神奈川区西 神奈川一丁目 14 番地の 13  (旧)神奈川区神 奈川二丁目 18 番地の 2
令和 5 年 6 月 1 日	相沢訪問看 護ステーシ ョン株式会 社	瀬谷区相沢 四丁目 10 番 地の 36	(新)あいざわ訪 問看護リハビ リスステーシ ョン	瀬谷区相沢四 丁目 10 番地の 36
			(旧)あいざわ訪 問看護ステー ション	

横浜市告示第 519 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 7 月 1 日	小山田 典 貴	(新) 訪問 マッサージ K E i R O W 横浜神奈川ステーション	(新) 神奈川区西神奈川三丁目 17 番地の 3
		(旧) 訪問 マッサージ K E i R O W 大森ステーション	(旧) 東京都大田区大森北 1 丁目 36 番 4 号
同	高 橋 栄 子	(新) 訪問 鍼灸 マッサージ K E i R O W 横浜青葉ステーション	(新) 青葉区市ケ尾町 1,173 番地の 16
		(旧) まごころ 鍼灸 マッサージ 治療院 横浜港南営業所	(旧) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
令和 5 年 8 月 1 日	葉 英 勝	(新) 手あてん 鍼灸 マッサージ 院	(新) 栄区上郷町 229 番地の 1
		(旧) ひだまり 鍼灸 マッサージ 院	(旧) 青葉区青葉台二丁目 11 番地の 1
令和 5 年 8 月 8 日	野 村 康 彦	(新) 訪問 鍼灸 マッサージ K E i R O W 磯子中央ステーション	(新) 磯子区下町 2 番 40 号
		(旧) はり・きゅう・マッサージ みのりの風	(旧) 都筑区川和町 1, 471 番地

横浜市告示第 520 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 5 年 7 月 11 日	上永谷耳鼻咽喉科クリニック	港南区丸山台一丁目 14 番 6 号

横浜市告示第 521 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元年 6 月 10 日	鈴木歯科	鶴見区東寺尾中台 13 番 20 号
令和 2 年 2 月 28 日	篠原歯科	港北区篠原西町 23 番 32 号
令和 2 年 11 月 21 日	林外科医院	戸塚区前田町 501 番地の 5
令和 2 年 12 月 1 日	宗教法人野村病院	南区高根町 1 丁目 3 番地
令和 4 年 8 月 28 日	村上歯科医院	西区戸部本町 15 番 5 号
令和 4 年 8 月 31 日	田中整形外科	神奈川区白楽 100 番地の 25
令和 5 年 1 月 31 日	エンゼル・ファーマシー	港南区丸山台三丁目 40 番 8 号
令和 5 年 3 月 20 日	文庫こころのクリニック	金沢区西柴三丁目 2 番 1 号
令和 5 年 3 月 31 日	やよい薬局	緑区十日市場町 820 番地の 3
令和 5 年 4 月 1 日	くるみ薬局	金沢区釜利谷東四丁目 53 番 16 号
令和 5 年 4 月 6 日	明燦薬局	泉区中田南二丁目 16 番 5 号
令和 5 年 4 月 14 日	関口歯科医院	金沢区瀬戸 23 番 17 号
令和 5 年 4 月 30 日	三宅クリニック	港南区上大岡西二丁目 9 番 28 号
令和 5 年 5 月 31 日	早苗クリニック	鶴見区鶴見中央四丁目 1 番 3 号
同	和田歯科医院	南区井土ヶ谷上町 25 番 24 号
同	うちだ皮膚科クリニック	保土ヶ谷区上星川三丁目 2 番 10 号
同	医療法人社団秀勇会 岸歯科診療所	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 19 番地の 1
同	そがこどもクリニック	都筑区茅ヶ崎中央 1 番 2 号

令和 5 年 6 月 10 日	フィットケアデポ 仲町台店 薬局	都筑区 仲町台一丁目 1 番
令和 5 年 6 月 13 日	うしみメンタルクリニック	泉区 中田東三丁目 16 番 6 号
令和 5 年 6 月 30 日	メディカルスキヤニング 金沢八景	金沢区 瀬戸 15 番 10 号
同	みどり薬局	金沢区 能見台通 8 番 1 号
同	医療法人社団 六浦診療所	金沢区 六浦南二丁目 9 番 14 号
令和 5 年 7 月 2 日	あじさい薬局	保土ヶ谷区 坂本町 15 0 番地 の 3
令和 5 年 8 月 10 日	ふじしろ 歯科	南区 南太田三丁目 1 番 8 号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 6 月 30 日	株式会社 メディプラス	西区 みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション 鶴ヶ峰	旭区 鶴ヶ峰一丁目 30 番地 の 11
同	株式会社 メディプラス	西区 みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション 長津田	緑区 長津田七丁目 1 番 43 号

横浜市告示第 522 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 3 月 14 日	広 橋 隆 治	オリーブ・マッ サージ鍼灸院	旭区鶴ヶ峰二丁目 67 番地の 6
令和 5 年 7 月 2 日	西 村 啓 子	佐藤指圧治療院	東京都新宿区新宿 6 丁目 7 番 22 号
令和 5 年 7 月 31 日	鈴 木 一 徳	手あてん鍼灸マ ッサージ院	栄区上郷町 229 番 地の 1

横浜市告示第 523 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 7 月 24 日	上條整形外科皮膚科 医院	青葉区藤が丘一丁目 14 番地の 72
令和 5 年 7 月 31 日	吉川眼科医院	栄区小菅ケ谷一丁目 15 番 2 号

横浜市告示第 524 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 5 月 1 日	株式会社横浜薬局	神奈川県大田区大田 58 番地の 1	横浜薬局大田駅前店	神奈川県大田区大田 58 番地の 1
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社レインテック中部	浜松市中区高林 5 丁目 7 番 13 号	青十字保土ヶ谷メロン薬局	保土ヶ谷区岩井町 211 番地の 10

2 居宅介護支援事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 2 月 1 日	福祉クラブ生活協同組合	港北区新羽町 868 番地	福祉クラブ生協オプティ新羽	港北区新羽町 868 番地

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 5 月 1 日	株式会社横浜薬局	神奈川県大田区大田 58 番地の 1	横浜薬局大田駅前店	神奈川県大田区大田 58 番地の 1
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社レインテック中部	浜松市中区高林 5 丁目 7 番 13 号	青十字保土ヶ谷メロン薬局	保土ヶ谷区岩井町 211 番地の 10

横浜市告示第 525 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 6 月 15 日	テルウェル 東日本株式 会社	(新)東京都江 東区深川 2 丁目 7 番 6 号	テルウェル東 日本横浜関内 介護センタ	中区山下町 16 2 番地の 1
		(旧)東京都渋 谷区千駄ヶ 谷 5 丁目 14 番 9 号		
同	同	(新)東京都江 東区深川 2 丁目 7 番 6 号	テルウェル東 日本二俣川介 護センタ	旭区二俣川 2 丁目 56 番地
		(旧)東京都渋 谷区千駄ヶ 谷 5 丁目 14 番 9 号		
同	同	(新)東京都江 東区深川 2 丁目 7 番 6 号	テルウェル東 日本戸塚介護 センタ	戸塚区戸塚町 3,929 番地
		(旧)東京都渋 谷区千駄ヶ 谷 5 丁目 14 番 9 号		
令和 5 年 7 月 1 日	株式会社 N A N O K O ラバー	瀬谷区北町 40 番地の 15	訪問介護シエ ル	(新)瀬谷区瀬谷 五丁目 14 番地 の 9
				(旧)瀬谷区瀬谷 三丁目 9 番地 の 20

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 7 月 10 日	株式会社 N ・フィール	大阪市北区 堂島浜 1 丁	訪問看護ステ ーションデュ	(新)中区長者町 4 丁目 10 番地

	ド	目 4 番 4 号	ー ン 横 浜	の 10
				(旧) 西 区 平 沼 一 丁 目 4 番 3 号

3 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 2 月 23 日	(新) E L D E R F L O W E R C A R E 株式会 社	(新) 港 北 区 大 曾 根 二 丁 目 1 番 23 号	(新) デ ィ サ ー ビ ス 新 大 倉 山	港 北 区 大 曾 根 二 丁 目 1 番 23 号
	(旧) 株式会 社 M O マ ー ケ テ ィ ン グ	(旧) 東 京 都 新 宿 区 西 早 稲 田 2 丁 目 9 番 17 号	(旧) 一 織 庵 新 大 倉 山	
令和 5 年 4 月 10 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ワ ー カ ー ズ ・ コ レ ク テ ィ ブ た す け あ い 磯 子	(新) 磯 子 区 洋 光 台 四 丁 目 6 番 8 号	デ ィ サ ー ビ ス テ デ ィ の 家	(新) 磯 子 区 洋 光 台 四 丁 目 6 番 8 号
		(旧) 磯 子 区 洋 光 台 五 丁 目 12 番 1 号		(旧) 磯 子 区 洋 光 台 五 丁 目 12 番 1 号

4 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 30 年 9 月 1 日	株 式 会 社 お 元 気 福 祉 サ ー ビ ス	(新) 港 南 区 上 永 谷 一 丁 目 39 番 23 号	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 お 元 気 福 祉 サ ー ビ ス 横 浜 南	(新) 港 南 区 上 永 谷 一 丁 目 39 番 23 号
		(旧) 南 区 六 ツ 川 一 丁 目 64 5 番 地 の 1		(旧) 南 区 六 ツ 川 一 丁 目 645 番 地 の 1
令和 4 年 7 月 1 日	サ ン フ ァ ー ス ト 福 祉 グ ル ー プ 株 式 会 社	(新) 中 区 西 之 谷 町 145 番 地	サ ン フ ァ ー ス ト ケ ア 左 近 山	(新) 旭 区 市 沢 町 848 番 地 の 3
		(旧) 横 須 賀 市 鴨 居 3 丁 目 86 番 4 号		(旧) 旭 区 左 近 山 157 番 地 の 30
令和 5 年 6 月 15 日	テ ル ウ ェ ル 東 日 本 株 式 会 社	(新) 東 京 都 江 東 区 深 川 2 丁 目 7 番 6 号	テ ル ウ ェ ル 東 日 本 神 奈 川 ケ ア プ ラ ン セ ン タ	中 区 山 下 町 16 2 番 地 の 1
		(旧) 東 京 都 渋 谷 区 千 駄 ヶ 谷 5 丁 目 14 番 9 号		
同	同	(新) 東 京 都 江 東 区 深 川 2 丁 目 7 番 6	テ ル ウ ェ ル 東 日 本 二 俣 川 ケ ア プ ラ ン セ ン	旭 区 二 俣 川 2 丁 目 56 番 地

		号 (旧) 東京都 渋谷区 千駄ヶ谷 5 丁目 14 番 9 号	タ	
令和 5 年 7 月 1 日	株式会社 N A N O K O ラバー	瀬谷区 北町 40 番地の 15	アサーティブ ワールド	(新) 瀬谷区 瀬谷 五丁目 14 番地の 9 (旧) 瀬谷区 瀬谷 三丁目 9 番地の 20

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 7 月 10 日	株式会社 N ・フィールド	大阪市 北区 堂島 1 丁目 4 番 4 号	訪問看護ステーション 横浜	(新) 中区 長者町 4 丁目 10 番地の 10 (旧) 西区 平沼 一丁目 4 番 3 号

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 6 月 15 日	テルウェル 東日本株式会社	(新) 東京都 江東区 深川 2 丁目 7 番 6 号 (旧) 東京都 渋谷区 千駄ヶ谷 5 丁目 14 番 9 号	テルウェル 東日本 横浜 関内 介護 センタ	中区 山下町 16 2 番地の 1
同	同	(新) 東京都 江東区 深川 2 丁目 7 番 6 号 (旧) 東京都 渋谷区 千駄ヶ谷 5 丁目 14 番 9 号	テルウェル 東日本 二俣川 介護 センタ	旭区 二俣川 2 丁目 56 番地
同	同	(新) 東京都 江東区 深川 2 丁目 7 番 6 号 (旧) 東京都 渋谷区 千駄ヶ谷 5 丁目 14 番 9 号	テルウェル 東日本 戸塚 介護 センタ	戸塚区 戸塚町 3,929 番地

令和 5 年 7 月 1 日	株式会社 N A N O K O ラバー	瀬谷区北町 40 番地の 15	訪問介護シエ ル	(新)瀬谷区瀬谷 五丁目 14 番地 の 9
				(旧)瀬谷区瀬谷 三丁目 9 番地 の 20

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
令和 5 年 4 月 10 日	特定非営利 活動法人ワ ーカーズ・ コレクティ ブたすけあ い磯子	(新)磯子区洋 光台四丁目 6 番 8 号	デイサービス テディの家	(新)磯子区洋光 台四丁目 6 番 8 号
		(旧)磯子区洋 光台五丁目 12 番 1 号		(旧)磯子区洋光 台五丁目 12 番 1 号

横浜市告示第 526 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社横浜ケアセンター	中区大平町 95 番地	みなとサービス	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3

2 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 7 月 31 日	ナイスコミュニティーサービス株式会社	鶴見区鶴見中央四丁目 37 番 10 号	デイサービス木ずな	鶴見区鶴見中央三丁目 2 番 13 号

3 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社横浜ケアセンター	中区大平町 95 番地	みなとサービス	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3

4 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 7 月 31 日	ナイスコミュニティーサービス株式会社	鶴見区鶴見中央四丁目 37 番 10 号	デイサービス木ずな	鶴見区鶴見中央三丁目 2 番 13 号

横浜市告示第 527 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 7 月 31 日	合同会社わかみず	保土ヶ谷区 仏向町 1,05 3 番地の 8	わかみず	保土ヶ谷区 仏向町 1,05 3 番地の 8

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 6 月 30 日	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション長津	緑区長津田七丁目 1 番 43 号
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社メディカルフロント	東京都中央区築地 4 丁目 3 番 8 号	メディカルフロント訪問看護ステーション	神奈川区神奈川二丁目 18 番地の 2
同	株式会社楓の風	東京都町田市成瀬が丘二丁目 2 番地の 2	在宅療養支援ステーション楓の風あさひ横浜	旭区中尾二丁目 2 番 15 号
同	同	同	在宅療養支援ステーション楓の風金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	柿山知子	東京都新宿区下落合 3 丁目 4 番 24 号	白楽駅前歯科	神奈川区白楽 100 番地
令和 5 年 7 月 31 日	薬樹株式会社	大和市西鶴間 1 丁目 9 番地の 18	薬樹薬局磯子	磯子区丸山一丁目 26 番 13 号

4 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

				地
令和 5 年 7 月 31 日	有限会社マザー	戸塚区原宿 四丁目 18 番 7 号	デイサービス センター マザー原宿	戸塚区原宿 四丁目 18 番 7 号

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 6 月 30 日	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション長津田	緑区長津田七丁目 1 番 43 号
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社メディカルフロント	東京都中央区築地 4 丁目 3 番 8 号	メディカルフロント訪問看護ステーション	神奈川区神奈川二丁目 18 番地の 2
同	株式会社楓の風	東京都町田市成瀬二丁目 2 番地の 2	在宅療養支援ステーション楓の風横浜あさひ	旭区中尾二丁目 2 番 15 号
同	同	同	在宅療養支援ステーション楓の風金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	柿山知子	東京都新宿区下落合 3 丁目 4 番 24 号	白楽駅前歯科	神奈川区白楽 100 番地
令和 5 年 7 月 31 日	薬樹株式会社	大和市西鶴間 1 丁目 9 番地の 18	薬樹薬局磯子	磯子区丸山一丁目 26 番 13 号

横浜市告示第 528 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社横浜ケアセンター	中区大平町 95 番地	みなとサービス	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社横浜ケアセンター	中区大平町 95 番地	みなとサービス	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3

横浜市告示第 529 号

新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜サイカパーキング株式会社	中区尾上町 6 丁目 81 番地	令和 5 年 12 月 20 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 530 号

横浜市収納代理金融機関の指定

横浜市収納代理金融機関の指定（昭和 39 年 4 月横浜市告示第 53 号）の全部を改正し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定に基づき、横浜市公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納代理金融機関を次の通り定め、同条第 8 項の規定によりこれを告示する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

収納代理金融機関の名称

株式会社あおぞら銀行
株式会社 S M B C 信託銀行
株式会社 S B I 新生銀行
株式会社神奈川銀行
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用農業協同組合連合会
かながわ信用金庫
川崎信用金庫
株式会社きらぼし銀行
株式会社群馬銀行
株式会社埼玉りそな銀行
さわやか信用金庫
株式会社静岡銀行
株式会社静岡中央銀行
芝信用金庫
湘南信用金庫
城南信用金庫
信用組合横浜華銀
スルガ銀行株式会社
世田谷信用金庫
株式会社大光銀行
株式会社第四北越銀行
中央労働金庫
株式会社東京スター銀行
ハナ信用組合
株式会社東日本銀行
P a y P a y 銀行株式会社
株式会社北陸銀行
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社
株式会社三井住友銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社三菱 U F J 銀行

三菱 U F J 信託銀行株式会社
株式会社 ゆうちょ銀行
横浜幸銀信用組合
横浜信用金庫
横浜農業協同組合
楽天銀行株式会社
株式会社 りそな銀行

公 告

横 浜 市 公 告 第 539 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

リーフみなとみらい

西区みなとみらい四丁目6番5号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長 島 巖

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 モ ン ベ ル 代 表 取 締 役 辰 野 岳 史 大 阪 市 西 区 新 町 1 丁 目 33 番 20 号 ほ か 2 者	未 定

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 5 月 21 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 退 店 の た め

2 届 出 年 月 日

令 和 5 年 8 月 24 日

3 縦 覧 場 所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 540 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 9 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 541 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
小柴埼緑道	金沢区柴町 322 番	別図のとおり	24,659 m <sup>2</sup>	50,656 m <sup>2</sup>	令和 5 年 9 月 24 日
小柴自然公園	金沢区長浜 116 番の 2	別図のとおり	116,443 m <sup>2</sup>	15,724 m <sup>2</sup>	令和 5 年 9 月 24 日

別図（省略）

横浜市公告第 542 号

横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の案を作成するので、横浜市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 57 年 10 月横浜市条例第 40 号）第 2 条の規定に基づき、その原案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧開始の日から起算して 3 週間を経過する日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 種類  
横浜国際港都建設計画地区計画
- 2 名称  
関内駅前地区地区計画
- 3 位置  
中区尾上町、常盤町、蓬莱町、真砂町、万代町、港町及び横浜公園地内
- 4 縦覧期間  
令和 5 年 9 月 15 日から令和 5 年 9 月 29 日まで
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 543 号

建築基準法に基づく措置命令

次の建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（以下「法」という。）第 53 条第 1 項第 1 号の規定に違反しているので、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 措置の内容

本件建築物について、法第 53 条第 1 項第 1 号に適合していない部分を除却すること。

2 建築物の所在地

神奈川県松ヶ丘 55 番の 1 及び 15

3 建築物の構造等

構造 木造（既存棟）、鉄骨造（増築棟）

階数 地上 2 階（既存棟）、地上 1 階（増築棟）

用途 住宅（既存棟）、自動車車庫（増築棟）

4 被命令者の住所及び氏名

神奈川県松ヶ丘 55 番地の 1

夏目 将 人

5 命令年月日

令和 5 年 8 月 28 日

横浜市公告第 544 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 3 年 11 月 8 日 第 2021 開 206 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
港北区菊名四丁目 4 番 27 号  
医療法人五星会  
理事長 山本 登
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
神奈川区菅田町 2,625 番の 9、2,626 番の 1、2,626 番の 5、  
2,627 番、2,628 番の 2、2,628 番の 4 の一部、2,628 番の 12、  
2,654 番の 2、2,654 番の 5、2,655 番の 2、2,656 番の 1、2,  
656 番の 3、2,656 番の 4 及び 2,658 番の 4

横 浜 市 公 告 第 545 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 5 月 12 日 第 2022 開 1201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 戸 塚 町 157 番 地  
大 洋 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 黒 田 憲 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 上 山 三 丁 目 698 番 の 1 、 698 番 の 3 、 698 番 の 4 、 699 番  
の 1 の 一 部 、 699 番 の 3 、 699 番 の 5 、 699 番 の 6 、 700 番 の 1  
の 一 部 、 701 番 の 1 の 一 部 、 702 番 の 1 の 一 部 、 702 番 の 6 の 一  
部 、 702 番 の 7 の 一 部 、 702 番 の 8 の 一 部 及 び 703 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 546 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 8 月 25 日 第 2022 開 901 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12  
ツクミエステート株式会社  
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 杉 田 八 丁 目 1,932 番 の 3 の 一 部 、 1,932 番 の 10 、 1,932  
番 の 13 、 1,932 番 の 23 か ら 1,932 番 の 25 ま で 、 1,932 番 の 27 、 1,  
932 番 の 28 の 一 部 、 1,947 番 の 1 、 1,947 番 の 2 、 1,949 番 の 3  
、 1,949 番 の 5 及 び 1,949 番 の 13 か ら 1,949 番 の 15 ま で

横 浜 市 公 告 第 547 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 12 月 16 日 第 2022 開 1715 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 6 番 3 号  
株 式 会 社 ゲ ッ ト ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 河 野 周 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 48 番 の 79 及 び 48 番 の 81 から 48 番 の 85 ま で

横 浜 市 公 告 第 548 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 1 月 17 日 第 2022 開 1310 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 柏 尾 町 261 番 の 25

横 浜 市 公 告 第 549 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 6 月 1 日 第 2023 開 1603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 新 橋 町 665 番 地  
有 限 会 社 大 貫 商 事  
代 表 取 締 役 大 貫 忠 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 新 橋 町 859 番 の 1 、 859 番 の 4 、 859 番 の 5 及 び 859 番 の  
6 の 各 一 部 並 び に 859 番 の 7

横浜市公告第 550 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 7 ・ 4 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 9 月 1 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
24.98 m
- 5 指定の場所  
保土ヶ谷区上菅田町 590 番の 7 及び 608 番の 5
- 6 申請者の氏名  
株式会社ホームランド  
代表取締役 小野 洋一郎

横浜市公告第 551 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 8 ・ 3 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 9 月 5 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
32.72 m
- 5 指定の場所  
旭区鶴ヶ峰本町三丁目 956 番の 4
- 6 申請者の氏名  
タクエーホーム株式会社  
代表取締役 瀬 口 力

横浜市公告第 552 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 9 月 5 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
18.56 m
- 5 指定の場所  
磯子区中原三丁目 44 番の 3
- 6 申請者の氏名  
リブレ株式会社  
代表取締役 小川慶太

横 浜 市 公 告 第 553 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 8 月 24 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

24.50 m

4 廃 止 の 場 所

瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 450 番 の 7 地 先 から 469 番 の 4 地 先 まで

横 浜 市 公 告 第 554 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 解 散 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 45 条 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合 の 解 散 を 認 可 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 555 号

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 10 項の規定により、横浜市都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地区画整理事業の名称  
横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
横浜市
- 3 施行地区  
港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部
- 4 事業施行期間  
平成 29 年 2 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 事務所の所在地  
港北区綱島西一丁目 8 番 9 - 501 号
- 6 事業計画決定年月日  
平成 29 年 2 月 15 日
- 7 事業計画変更年月日  
令和 5 年 9 月 15 日
- 8 縦覧時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 556 号

道路法に基づく物件の除却

次の物件は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項及び第 43 条の規定に違反して横浜市が管理する道路に設置されているので、令和 5 年 9 月 29 日までに除却されなければならない。

この期限までに当該物件の除却を行わないときは、同法第 71 条第 3 項の規定に基づき、道路管理者が当該物件を除却する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 物件の所在地及び物件の概要

物件の所在地	物件の概要
神奈川区栄町 23 番 17 及び同町 89 番地先	家屋又は倉庫

2 問合せ先

横浜市神奈川土木事務所

電話 045(491)3363

ファクス 045(491)7205

---

区 告 示

---

旭区告示第 17 号（令和 5 年 8 月 28 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上白根国際自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 28 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所の所在地	旭区上白根一丁目 27 番 4 号	旭区上白根一丁目 29 番 26 号

保土ヶ谷区告示第 10 号（令和 5 年 8 月 31 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、山崎台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 31 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	熊谷元男 保土ヶ谷区上菅田町 97 番地の 84	小澤睦夫 保土ヶ谷区上菅田町 97 番地の 116

保土ヶ谷区告示第 11 号（令和 5 年 8 月 31 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、山崎台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 31 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	小 澤 睦 夫 保土ヶ谷区上菅田町 97 番地の 116	山 下 佳 子 保土ヶ谷区上菅田町 80 番地の 23

保土ヶ谷区告示第 12 号（令和 5 年 8 月 31 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、鎌谷町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 31 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋 藤 實 保土ヶ谷区鎌谷町 20 9 番地の 13	桜 井 孝 保土ヶ谷区鎌谷町 14 5 番地

泉区告示第 12 号（令和 5 年 9 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上和泉西部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 5 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田 中 豊 泉区和泉町 5,099 番 地	川 口 隆 史 泉区和泉町 6,580 番 地

栄区告示第 25 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、芙蓉台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	市 村 幸 江 栄区飯島町 1,773 番 地の 119	今 田 澄 子 栄区飯島町 1,773 番 地の 86

---

区 公 告

---

保土ヶ谷区公告第 140 号（令和 5 年 8 月 31 日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 8 月 31 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 35 — 29 浜 横浜	令和 5 年 5 月 29 日

金沢区公告第 101 号（令和 5 年 9 月 4 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 9 月 4 日

横浜市金沢区長 永井京子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 33 - 36 浜 横浜	平成 30 年 7 月 9 日
横 21 - 10 浜 横浜	平成 31 年 3 月 16 日
横 32 - 89 浜 横浜	令和 2 年 5 月 23 日

---

交通局

---

令和 5 年度における横浜市交通局企業職員就業規程の特例に関する規程をここに公布する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 12 号

横浜市交通局企業職員就業規程の特例に関する規程

横浜市交通局企業職員就業規程（平成 23 年 7 月 29 日交通局規程第 8 号）第 45 条第 3 項第 9 号の規定の令和 5 年度における適用については、同号中「6 月 1 日から 9 月 30 日まで」とあるのは、「6 月 1 日から 10 月 31 日まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

---

医療局病院経営本部

---

横浜市医療局病院経営本部公告第 1 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 5 年 8 月 31 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
市民病院画像診断部 担当係長	技術職員	田 邊 頌 章	停職 1 箇月

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 17 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 8 月 31 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 9 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 市 場 中 学 校	教 諭	川 崎 雅 洋	停 職 6 月

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 5 年 9 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 こども青少年局長（こどもの権利擁護課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Kodomoseishonenkyokuchokodomonokenriyogokaseny OU = Kodomonokenriyogoka OU = Kodomofukushihokenbu OU = Kodomoseishonenkyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 80
フィンガープリント	92 bc b3 28 78 95 5b 1c 1c 61 17 d5 28 09 f4 4d d2 ad c1 dc

2 こども青少年局長（障害児福祉保健課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Kodomoseishonenkyokuchoshogaijifukushihokenkaseny OU = Shogaijifukushihokenka OU = Kodomofukushihokenbu OU = Kodomoseishonenkyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日

有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 81
フィンガープリント	a5 e0 46 c0 cd ee cb af ee 6c 22 08 9c 2f f5 94 5e a4 e0 d7

3 都市整備局長（上瀬谷交通整備課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchokamiseyakotsuseibikasenyo OU = Kamiseyakotsuseibika OU = Kamiseyaseibisuishinbu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 82
フィンガープリント	19 3e 69 c8 d2 51 4c 6a 89 06 e3 bf 17 57 b9 67 48 a0 4a d9

4 都市整備局長（上瀬谷整備推進課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchokamiseyaseibisuishinkasenyo OU = Kamiseyaseibisuishinka OU = Kamiseyaseibisuishinbu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 83
フィンガープリント	02 f1 13 44 5d dc 66 1c 7e 09 e6 11 4a 78 94 5b c9 62 3d ec

5 都市整備局長（国際園芸博覧会推進課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchokokusaiengeihakurankaisuishinkaseny OU = Kokusaiengeihakurankaisuishinka OU = Kokusaiengeihakurankaisuishinbu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 84
フィンガープリント	cf a5 93 5f 79 a3 bd 31 66 ad 81 c1 62 ea 72 8c fd 50 56 77

6 都市整備局長（綱島駅東口周辺開発事務所専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchotsunashimaekihigashiguchishuhenkaihatsumusho OU = Tsunashimaekihigashiguchishuhenkaihatsumusho OU = Shigaichiseibibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 85
フィンガープリント	64 6e 6f 9e 6e 4f a0 8c 87 d8 aa 89 e4 50 cf 85 db 18 48 85

7 都市整備局長（二ツ橋北部土地区画整理事務所専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchofutatsubashihokubutochikukakuseirijumushosenyo
---------------	---

示	OU = Futatsubashihokubutochikukakuseirijimusho OU = Shigaichiseibibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 86
フィンガープリント	74 6a db 88 2c 5c 39 2b 4c 5e 79 df a8 ec 9d 00 0c 10 61 60

8 都市整備局長（市街地整備推進課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchoshigaichiseibisuishinkaseny OU = Shigaichiseibisuishinka OU = Shigaichiseibibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 87
フィンガープリント	94 6b 1f 88 c1 fc 70 98 03 09 ce 6f b2 26 06 97 e5 8a 11 88

9 都市整備局長（市街地整備調整課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchoshigaichiseibichoseikasenyo OU = Shigaichiseibichoseika OU = Shigaichiseibibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City
---------------	--

	L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 88
フィンガープリント	8c fb 24 8c f9 85 51 cd e5 0d 52 23 21 75 0f 96 41 c2 a8 38

10 都市整備局長（防災まちづくり推進課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchobosaimachizukurisuishinkasenyo OU = Bousaimachizukurisuishinka OU = Bousaimachizukurisuishinshitsu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 89
フィンガープリント	2d 7f 9b de cf 89 04 b9 43 a7 35 59 06 6c 44 0c 96 a4 21 81

11 都市整備局長（景観調整課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchokeikanchoseikasenyo OU = Keikanchoseika OU = Chiikimachizukuribu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤

の電子媒体上での表示	C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 8a
フィンガープリント	81 39 be 93 3f 9b cd e1 35 02 ba 8e 82 c7 02 92 00 ea 5b 5e

12 都市整備局長（地域まちづくり課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchochiikimachizukurikasenyo OU = Chiikimachizukurika OU = Chiikimachizukuribu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 8b
フィンガープリント	c5 1e 67 04 c6 58 96 15 d1 9f c4 f6 c6 83 d9 93 4b ff fc 06

13 都市整備局長（臨海部活性化推進課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchorinkaibukasseikasuishinkasenyo OU = Rinkaibukasseikasuishinka OU = Toshinsaiseibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日

有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 8c
フィンガープリント	0b 9e 8f 93 8c 60 3b 1b b4 5d 2c c3 68 89 0c 98 c2 41 86 08

14 都市整備局長（みなとみらい・東神奈川臨海部推進課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchominatomiraihigashikanagawarinkaibusuishinkasen OU = Minatomirai Higashikanagawarinkaibusuishinka OU = Toshinsaiseibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 8d
フィンガープリント	45 81 8a 20 f2 0b 6d f2 f2 1e 2c 66 38 0b 04 3c f3 22 37 37

15 道路局長（技術監理課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Dorokyokuchogijutsukanrikasenyo OU = Gijutsukanrika OU = Keikakuchoseibu OU = Dorokyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 8e

フィンガープリント	69 fe d9 eb e7 99 75 7e 9a d6 21 99 e5 0f 2b 98 0a ca 9c de
-----------	---

16 資源循環局長（事業系廃棄物対策課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Shigenjunkankyokuchojigyokeihaikibutsutaisakukasenyu OU = Jigyokeihaikibutsutaisakuka OU = Jigyokeihaikibutsutaisakubu OU = Shigenjunkankyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 8f
フィンガープリント	19 87 2b 9b 2a 8d 90 5d 02 44 bc c0 c7 19 ab c5 2a b6 91 11

17 都市整備局長（企画課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Toshiseibikyokuchokikakukasenyu OU = Kikakuka OU = Kikakubu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 90
フィンガープリント	b9 43 ca a3 72 43 7c 7a 20 99 e5 6a a0 fe 61 ce 20 1a 77 76

18 都市整備局長（都市デザイン室専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = ToshiseibikyokuchoSoshidezainshitsusenyo OU = Toshidezainshitsu OU = Kikakubu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 91
フィンガープリント	e9 95 84 e8 14 9c 80 80 5c f2 93 80 05 0e a4 f8 fd 62 9a 92

19 都市整備局長（都心再生課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = ToshiseibikyokuchoSoshinsaiseikasenyo OU = Toshinsaiseika OU = Toshinsaiseibu OU = Toshiseibikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 92
フィンガープリント	f7 a1 97 a4 04 6a 89 c0 23 a6 fb 6a 60 f0 51 be dc 22 19 33

20 都市整備局長（都市交通課専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = ToshiseibikyokuchoSoshikotsukasenyo OU = Toshikotsuuka OU = Toshikotsuubu OU = Toshiseibikyoku
---------------	--

	OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 9 月 15 日
有効期限	令和 10 年 8 月 17 日
シリアル番号	5b 87 90 93
フィンガープリント	73 c1 a1 f1 f2 cf 7f 3a 24 f4 13 f2 f5 c4 fc 29 2e 78 f2 7c

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

公立大学法人横浜市立大学公告第 1 号

公立大学法人横浜市立大学令和 4 事業年度財務諸表の公  
告

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 3 項の規  
定により、公立大学法人横浜市立大学令和 4 事業年度財務諸表を別  
冊のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 15 日

公立大学法人横浜市立大学  
理事長 小山内 いづ美

---

正 誤

---

令和 5 年 定期 第 130 号 84 ページ 上 から 7 行 目  
「第 2 条 第 2 項 第 20 号 から 第 22 号 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。  
第 20 号 と 第 21 号 削 除  
第 22 号 を 第 20 号 に 改 め る 。 」

は  
「第 2 条 第 2 項 中 第 20 号 及 び 第 21 号 を 削 り 、 第 22 号 を 第 20 号 と す る  
。」  
の 誤 り 。

令和 5 年 定期 第 135 号 52 ページ 表 中 「港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 5 番 18  
号 」 は 「港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 6 番 19 号 」 の 誤 り 。